

令和7年4月1日

懲戒処分の公表について

令和7年3月31日付けで菊陽町職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します

記

【処分1】

1 懲戒処分を受けた者

所属部等	職名	年齢	性別	処分の種類及び内容
教育委員会	課長補佐	50代	男性	減給10分の1（3月間）

2 処分年月日 令和7年3月31日

3 処分の事由 不適切な事務処理

4 事案の概要

保守点検業務など、複数の業務委託について、決裁を受けずに発注した。その内1件は、公印を無断で使用し契約書を作成した。また、その他の業務について、複数件の支払遅延を発生させた。

これらの行為は、契約の相手方に多大な迷惑をかけたほか、町政に対する信用を著しく失墜させるものであるため、懲戒処分とした。

【処分2】

1 懲戒処分を受けた者

所属部等	職名	年齢	性別	処分の種類及び内容
教育委員会	課長	50代	男性	戒告

2 処分年月日 令和7年3月31日

3 処分の事由 パワーハラスメント

4 事案の概要

業務中に不適切な言動を繰り返し、職場環境を悪化させた。また、部下職員に強い口調で業務命令を行うなど、精神的苦痛を与えた。

これらの行為は、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であることから、懲戒処分とした。

【今後の対応】

再発防止に向けて研修等に取り組み、町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。